

幼稚園教育要領、保育所保育指針の改定から自分がやるべきこと！

第5号 2017年4月3日発行

ミマモルジュ挨拶

ホテルに宿泊客の様々な相談やご要望に応えるコンシェルジュがいるように、保育においても様々なご要望や悩みがあると思います。

「見守る」+「コンシェルジュ」=ミマモルジュとして、保育に関するご要望にお応えしていくよう活動していきます。

株式会社カグヤ 奥山卓矢

改定案の発表

2018年度から実施予定の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定案が発表されました。
(以下、要領・指針)

過去に指針は1965年、1990年、1999年、2008年と改定され、2018年度から新指針の実施が予定されており、この4月からは、新指針の周知期間とされています。

1989年に産まれた私も社会人となり、同じ年の友人たちは結婚して子どもを産んだり、仕事を任されるようになったり、子どもだった頃がすっかり昔のことになっています。

乳幼児教育の仕事に携わっているからか、仕事柄指針に目を通すことが多いのですが、まさか自分が過ごした子ども時代の指針の内容を読むことになるとは考えてもいませんでした。

要領や指針に書かれてある「育ってほしい子ども像」。私自身がそう育ったかは分かりませんが、子どもたちが日々楽しく生活してたくさんの経験が出来る環境を願ってやみません。

巻末には参考までに過去の指針の内容の変遷を掲載しています。



左：3つ上の兄 右：4歳頃の筆者



1965年（昭和40年）

保育所保育指針

出版：全国社会福祉協議会

保育所保育指針 総則の比較

1965年（昭和40年）保育所保育指針 総則

保育所は保育欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉のための施設である。したがって、保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

保育所においては、乳幼児が昼間の大半をここで生活し、個々の子どもの世急を満たしながら集団の生活を経験する。このために、保育は常に乳幼児が安心感をもってじゅうぶん活動ができるようにし、その心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成するよう努めなければならない。したがって、養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに、保育所における保育の基本的性格がある。



1990年（平成2年）

保育所保育指針

出版：明治図書

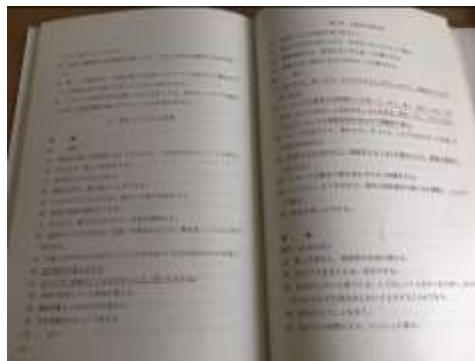
1990年（平成2年）保育所保育指針 総則

保育所は、児童福祉法に基づき保育欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設である。したがって、保育所における保育は、ここに入所する乳幼児の福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

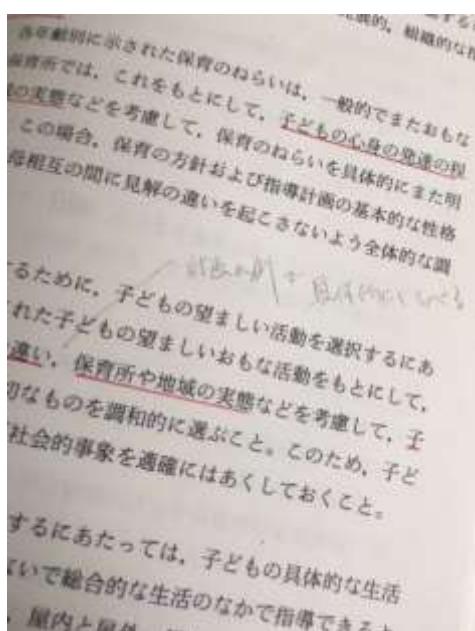
保育所は、乳幼児が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところである。保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を密にして家庭養育の補完を行い
子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己
を十分に發揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の
発達を図るところにある。

そのために、養護と教育が一体になって、豊かな人間性を持った子どもを育成するところに保育所における保育の特性がある。

※1965年の指針から変化したところに下線 記入者：奥山



どのページも赤線でびっしり！



書き込みがいたるところに！

保育所保育指針の改定を通して思うこと

保育所保育指針の変遷を調べていると、その歴史的な背景などを考察した報告書がネット上で多くヒットします。好奇心から時代をどんどん遡っていると「過去の指針にはどんなことが書かれているのだろう?」「実際に読でみたい!」そんな衝動に駆られました。

とはいっても1965年の指針の内容はネットで出て来ず、amazonで購入することに。開封すると裏表紙には定価が書かれ、「何と!?」10倍の金額で購入していたことに驚きました(笑)

更に驚いたのが内容が今とほとんど変わっていないのです。もちろん、時代の流れによって社会的な背景は変わっているのですが、よくよく考えて見れば、時代が変わっても子どもの発達の順序が大きく変わることはないと気が付きます。

そして、もう一つ。購入した本には前の持ち主がいて、その方の名前が書かれてありました。どのページも赤線や書き込みがしてあったり、相当読み込んでいた形跡があります。お名前以外の手掛けたりはありませんが、そこから感じるのは子どもたちのために一生懸命勉強して、「明日の保育を考える素敵な保育士さんだったんだろうな」と思うのです。

指針が変わることに引っ張られていた自分がいましたが、本来すべきは「今自分にできることを一生懸命することだよ!」とこの先生から、本を通じて時を越えて教えて頂いているように感じます。

先生方が指針に沿って保育をして、具体的な保育内容を提案していくように、私もまたカグヤでの実践を通して、子どもたちが憧れるような生き方・働き方をしていきたいと気持ちを新たにしたところです。

(報告者:株式会社カグヤ 奥山)

保育所保育指針 改訂の変遷

作成者：株式会社カグヤ奥山

告示年 内容・事項の概要	1965年（昭和40）保育所保育指針	1990年（平成2）保育所保育指針	1999年（平成11）保育所保育指針	2008年（平成20）保育所保育指針	2018年（平成30）保育所保育指針構成案
◇A 序文					
◇B 保育の目標・原理に関する項目	第1章 総則 1 保育の原理 2 保育内容構成の基本方針 3 指導の基本方針	第1章 総則 1 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 2 保育の内容構成の基本方針 (1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画	第1章 総則 1 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 2 保育の内容構成の基本方針 (1) ねらい及び内容 (2) 保育の計画	第1章 総則 1 趣旨 2 保育所の役割 3 保育の原理 (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 4 保育所の社会的責任	第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 2 養護に関する基本的事項 3 保育の計画及び評価 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項
◇C 発達に関する項目	第2章 子どもの発達上の特性 1 身体的生活 2 知的生活 3 情緒的生活 4 社会的生活	第2章 子どもの発達 1 子どもと大人との関係 2 子ども自身の発達 3 子どもの生活と発達の援助 4 社会的生活	第2章 子どもの発達 1 子どもと大人との関係 2 子ども自身の発達 3 子どもの生活と発達の援助	第2章 子どもの発達 1 乳幼児期の発達の特性 2 発達過程 (1)から(8) おおむね6か月末満から6歳までの乳幼児の発達過程を8期に分けて記述	
◇D 発達過程に応じた保育の内容に関する項目	第3章 1歳3か月末満児の保育内容 1 発達上のおもな特徴 2 保育のねらい 3 望ましいおもな活動 4 指導上の留意事項 第4章 1歳3か月から2歳までの幼児の保育内容 ※前章に同じ 第5章 2歳児の保育内容 ※前章に同じ 第6章 3歳児の保育内容 ※前章に同じ 第7章 4歳児の保育内容 ※前章に同じ 第8章 5歳児の保育内容 ※前章に同じ 第9章 6歳児の保育内容 ※前章に同じ	第3章 6か月末満児の保育の内容 1 発達の主な特徴 2 ねらい 3 内容 4 配慮事項 第4章 6か月から1歳3か月末満児の保育の内容 ※前章に同じ 第5章 1歳3か月から2歳未満児の保育の内容 ※前章に同じ 第6章 2歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第7章 3歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第8章 4歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第9章 5歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第10章 6歳児の保育の内容 ※前章に同じ	第3章 6か月末満児の保育の内容 1 発達の主な特徴 2 保育士の姿勢と関わりの視点 3 ねらい 4 内容 5 配慮事項 第4章 6か月から1歳3か月末満児の保育の内容 ※前章に同じ 第5章 1歳3か月から2歳未満児の保育の内容 ※前章に同じ 第6章 2歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第7章 3歳児の保育の内容 1 発達の主な特徴 2 保育士の姿勢と関わりの視点 3 ねらい 4 内容【基礎的事項】「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」 5 配慮事項【基礎的事項】「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」 第8章 4歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第9章 5歳児の保育の内容 ※前章に同じ 第10章 6歳児の保育の内容 ※前章に同じ	第3章 保育の内容 1 保育のねらい及び内容 (1)養護に関わるねらい及び内容 ア 生命の保持 イ 情緒の安定 (2)教育に関わるねらい及び内容 ア 健康 イ 人間関係 ウ 環境 エ 言葉 オ 表現 2 保育の実施上の配慮事項 (1)保育に関わる全般的な配慮事項 (2)乳児保育に関わる配慮事項 (3)3歳未満児保育の配慮事項 (4)3歳以上児保育の配慮事項	2章 保育の内容 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現 4 保育の実施に関して留意すべき事項
◇E 保育の計画・保育課程に関する項目	第10章 指導計画作成上の留意事項 1 保育のねらいの設定 2 望ましい経験の選択 3 望ましい活動の配列 4 年間指導計画 5 期間・月間指導計画 6 週案・日案 7 その他	第11章 保育の計画作成上の留意事項	第11章 保育の計画作成上の留意事項 1 保育計画と指導計画 2 長期的指導計画と短期的指導計画の作成 3 3歳未満児の指導計画 4 3歳以上児の指導計画 5 異年齢の構成による保育 6 職員の協力体制 7 家庭や地域社会との連携 8 小学校との関係 9 障害のある子どもの保育 10 長時間にわたる保育 11 地域活動など特別事業 12 指導計画の評価改善	第4章 保育の計画及び評価 1 保育の計画 (1)保育課程 (2)指導計画 ア 指導計画の作成 イ 指導計画の展開 (3)指導計画の作成上、特に留意すべき事項 ア 発達過程 イ 長時間保育 ウ 障害のある子どもの保育 エ 小学校との連携 オ 家庭及び地域社会との連携 2 保育の内容等の自己評価 (1)保育士等の自己評価 (2)保育所の自己評価	
◇F 保育の実際における留意事項その他のに関する項目	第11章 保健、安全管理上の留意事項 1 保健管理上の留意事項 2 安全管理上の留意事項	第12章 健康・安全に関する留意事項 1 日常の保育における保健活動 2 健康診断 3 予防接種 4 疾病異常等に関する対応 5 障害児に対する保育 6 環境保健 7 事故防止・安全指導 8 家庭、地域との連携	第12章 健康・安全に関する留意事項 1 日常の保育における保健活動 2 健康診断 3 予防接種 4 疾病異常等に関する対応 5 保育の環境保健 6 事故防止・安全指導 7 虐待などへの対応 8 乳児保育についての配慮 9 家庭・地域との連携	第5章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 2 環境及び衛生管理並びに安全管理 3 食育の推進 4 健康及び安全の実施体制等	第3章 健康及び安全 1 子どもの健康支援 2 食育の推進 3 環境及び衛生管理並びに安全管理 4 災害への備え
◇G 保育所における子育て支援			第13章 保育所における子育て支援及び職員の研修など	第6章 保護者に対する支援 1 保育所における保護者 2 保育所に在籍する保護者 3 地域における支援	第4章 子育て支援 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 3 地域の保護者等に対する子育て支援
◇H 職員の資質向上				第7章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員の研修等	第5章 職員の資質向上 1 職員の資質向上に関する基本的事項 2 施設長の責務 3 職員研修等 4 研修の実施体制等